

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 7 月 1 日 ～ 2031 年 6 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：育児休業等の取得促進

- ・男性の育児休業等取得率を 30%以上とする。
- ・女性の育児休業等取得率を 100%維持する。

<対策>

- 2026 年 7 月 ～（計画期間中、継続実施）
管理職を対象に、育児休業制度および取得促進の重要性について周知・説明を行う。
- 2026 年 7 月 ～（計画期間中、継続実施）
育児休業等の取得事例を社内で共有し、取得しやすい職場環境づくりを進める。

目標 2：労働時間の削減

- ・従業員一人当たりの平均時間外・休日労働時間を月 20 時間以内とする。

<対策>

- 2026 年 7 月 ～（計画期間中、継続実施）
各部署において業務内容の棚卸しを行い、業務の平準化および効率化を図る。
- 2026 年 7 月 ～（計画期間中、継続実施）
繁忙期における応援体制の整備や業務分担の見直しを行う。
- 2026 年 7 月 ～（計画期間中、継続実施）
管理職が月次で時間外・休日労働時間を確認し、必要に応じて是正を行う。